

令和2年4月30日

教員各位

副学長（教育担当） 村 松 正 和

遠隔授業の準備のための教員の入構について

5月31日までは原則在宅勤務とし、真にやむを得ない場合に限り、管理者への申告により出勤を認めることとなっておりますが、危機対策本部で、東4号館222号室、東6号館237号室、西5号館101号室、西8号館132号室に備え付けられた設備による遠隔授業の撮影にかかわる作業は、大学構内に入構する真に止むを得ない事情であると認められましたので、ご連絡いたします。

上記遠隔授業の撮影にかかわる作業を行う場合には、事前に管理者に申告した上で入構してください。